

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月18日

【事業年度】 第12期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石徳生

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4360-3159

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 管理担当 小山茂和

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4360-3159

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 管理担当 小山茂和

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネフィット・ワン 大阪支店  
(大阪市北区芝田一丁目1番4号)  
株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)  
株式会社ベネフィット・ワン さいたま支店  
(さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5)  
株式会社ベネフィット・ワン 千葉支店  
(千葉市中央区新町1000番地)  
株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店  
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)  
株式会社ベネフィット・ワン 神戸支店  
(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第12期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正(追加)すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(5) ストックオプション制度について

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 4 【事業等のリスク】

##### (5) ストックオプション制度について

(訂正前)

※9 平成17年2月9日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を5株に株式分割いたしました。また、平成18年2月1日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を4株に株式分割いたしました。これに伴い、平成19年3月31日現在、付与株式総数500株が2,000株となり、権利行使により1,320株となり、発行価額が35,000円となっております。

(訂正後)

※9 平成17年2月9日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を5株に株式分割いたしました。また、平成18年2月1日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を4株に株式分割いたしました。これに伴い、平成19年3月31日現在、付与株式総数100株が2,000株となり、権利行使により1,320株となり、発行価額が35,000円となっております。

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

##### (9) その他当社定款規定について

###### ①取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

###### ②取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

###### ③監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

###### ④自己株式取得の決定機関

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。

⑤株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。